

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所  
○県市町番地  
最後の本籍  
○県市町番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成○年○月○日  
(被相続人)  
法務太郎

被相続人の氏名を記載する。

住所 県  
出生 昭和○  
(長女)  
法務優子

相続人の住所の記載は任意である。記載する場合は、住民票の写し等にあるとおり記載するとともに、その住民票の写し等を提出する必要がある。記載しない場合は、「住所」の項目を削除する。

(申出人)  
申出人となる相続人には、「(申出人)」と併記する。

以下余白

作成者は作成した日を記載し、自身の住所を記載の上、署名又は記名押印する。

作成日: 平成○年○月○日  
作成者: 住所 ○県市町番地  
氏名 ○○ ○○ 印

法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン(摩擦等により見えなくなるものは不可)で、楷書ではっきりと書いてください。

出典:法務省ホームページ